

平成31年度税制改正について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

平成31年1月

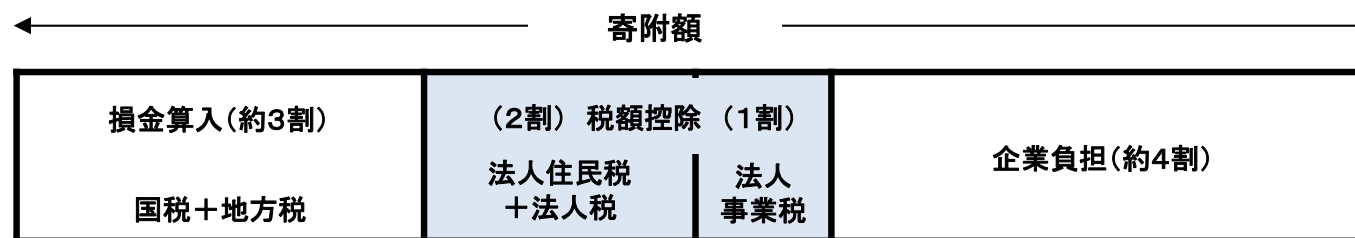
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

- 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与
 - ・ 地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
 - ・ 地方創生推進交付金の対象事業に200万円以上又は事業費の1割以上の企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当する場合には、横展開タイプの事業期間（3年間）を先駆タイプと同様に5年間まで認める。
- 基金への積立要件の緩和
 - ・ 複数の事業の実施を目的とする基金の設置を可能とする。
 - ・ 基金事業の執行計画等に基づき、事業の終了時に寄附の累計額が事業への支出の累計額を上回らないことが確実に見込まれることを前提として、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。
- 寄附払込時期の弾力化
 - ・ 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
- 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化
 - ・ 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
- その他の運用改善
 - ・ 申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

※ 制度の拡充・延長については、平成32年度税制改正に向けて引き続き議論する。

【現行制度】



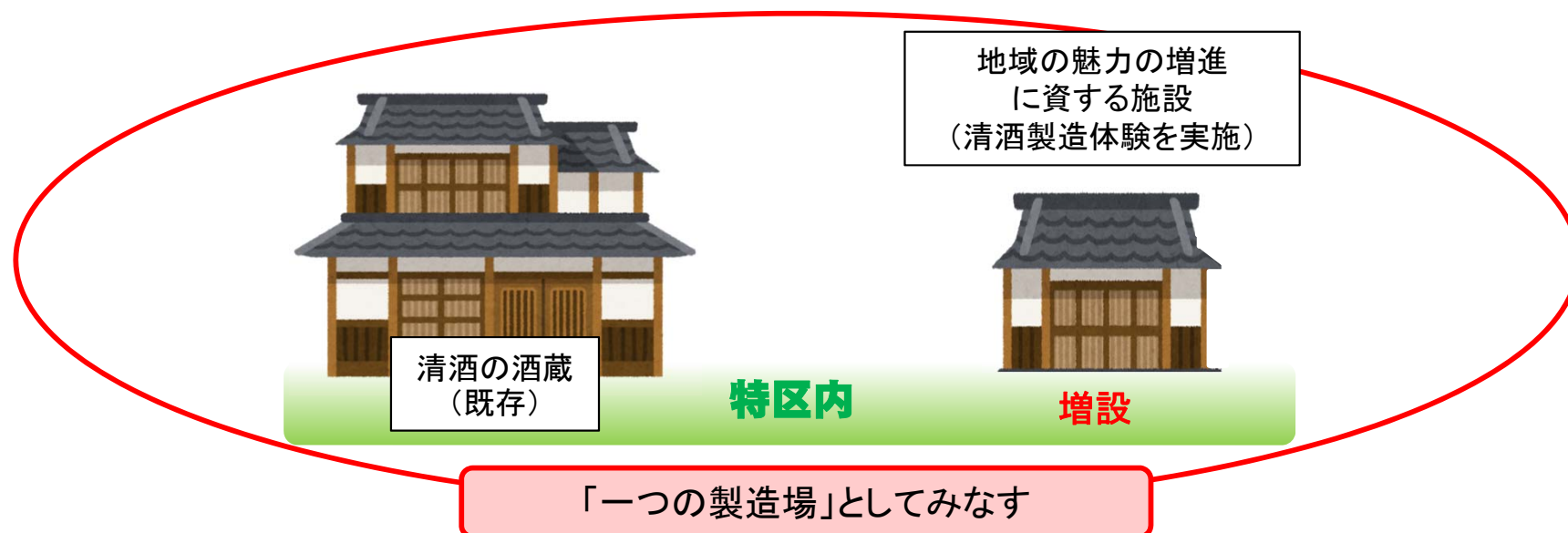
〔本税制の適用期限は
平成31年度まで〕

特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置

- 清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。
- 清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。

制度概要

構造改革特別区域法の改正を前提に、清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。



国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置

延長（国税—法人税・所得税・登録免許税、地方税—固定資産税・都市計画税・不動産取得税）

現行の国家戦略特区制度において認められている、国土交通大臣の認定に代えて国家戦略特区内で区域計画の総理認定（都市再生法のワンストップ特例）があった場合に適用できる国土交通省所管の都市再生促進税制と同様の特例措置について、見直した上で、適用期限を2年間延長する。（平成26年度創設）

制度概要（改正後）

（*）国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

①認定事業者^(*)が土地取得

②認定事業者^(*)が建築物を建設

特定 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図るべき地域において適用

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（1/2控除）

（青地は都市再生緊急整備地域と比較し、深掘りとなっている部分）

（国税）

- ・ 法人税、所得税
割増償却（5年間**50%**）※ 延べ面積 5万㎡以上
- ・ 登録免許税^(*) <本則4/1000>
軽減税率（1.5/1000:H23年度認定）
（2.0/1000:H24年度以降認定）

（*）大規模な建築物については、認定から「3年以内」の建築要件が「5年以内」となる

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（1/2控除）
- ・ 固定資産税、都市計画税（※2）
課税標準控除（5年間1/2控除）

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 … 緊急かつ重点的に拠点整備をすべき地域において適用

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（1/5控除）

（赤字は改正で見直された部分）

（国税）

- ・ 法人税、所得税
割増償却（5年間**30%→25%**）※ 延べ面積 7万5千㎡以上
- ・ 登録免許税 <本則4/1000>
軽減税率（3.5/1000）※ 延べ面積 7万5千㎡以上

（地方税）

- ・ 不動産取得税（※1）
課税標準控除（1/5控除）
- ・ 固定資産税、都市計画税（※2）
課税標準控除（5年間2/5控除）

※1 参酌基準を1/2(1/5)とし、2/5(1/10)以上3/5(3/10)以下の範囲内で、都道府県の条例で定める割合を控除

※2 参酌基準を1/2(2/5)とし、2/5(3/10)以上3/5(1/2)以下の範囲内で、市町村の条例で定める割合を控除（太字は特定都市再生緊急整備地域の部分）

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置の延長(2年間)を行う。

※事業区域面積 原則1ha以上

施策の背景・効果

東京オリンピック・パラリンピックで世界から注目が集まることを契機に我が国の都市の国際競争力を一段と強化し、その後懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、地方の活性化をさらに推進するため、引き続き民間都市再生事業に対して都市再生促進税制による支援が必要

政府方針の位置付け

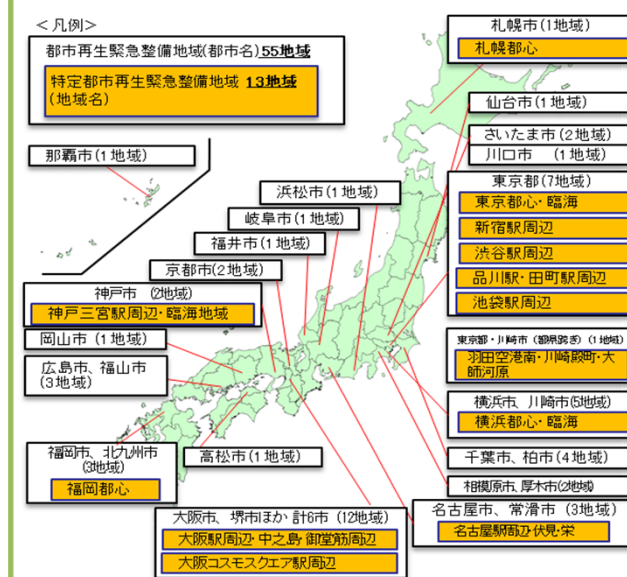
未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)

2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

- 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
6. 地方創生の推進
 - (3) まちづくりとまちの活性化
 - ・近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョンの効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。

都市再生緊急整備地域一覧



※平成30年10月24日時点

民間都市再生事業の効果

【特定都市再生緊急整備地域】
大手町1-1計画

【都市再生緊急整備地域】
高松丸亀商店街民間都市再生事業



- ・高規格オフィスの整備による国際競争力の強化
- ・非常用発電機等の設置による防災機能の強化
- ・緑地広場の整備による都市機能の高度化
- ・商業機能・住環境の再生による定住人口の増加
- ・地域に根付く複合施設・文化交流施設の導入による中心市街地の空洞化の防止

※写真は事業者より提供

要望の結果

創設年度:平成15年(平成23年)

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例を講じる。※()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

- 特例措置の内容**
- 【所得税・法人税】5年間2.5割増償却(5割増償却)
 - 【登録免許税】建物の保存登記:0.4%→0.35%(0.2%)

- 【不動産取得税】課税標準1/5控除(1/2控除)
(上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除)
- 【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間3/5に軽減(1/2に軽減)
(上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減)

結果 特例措置を2年間(平成31年4月1日~平成33年3月31日)延長する。